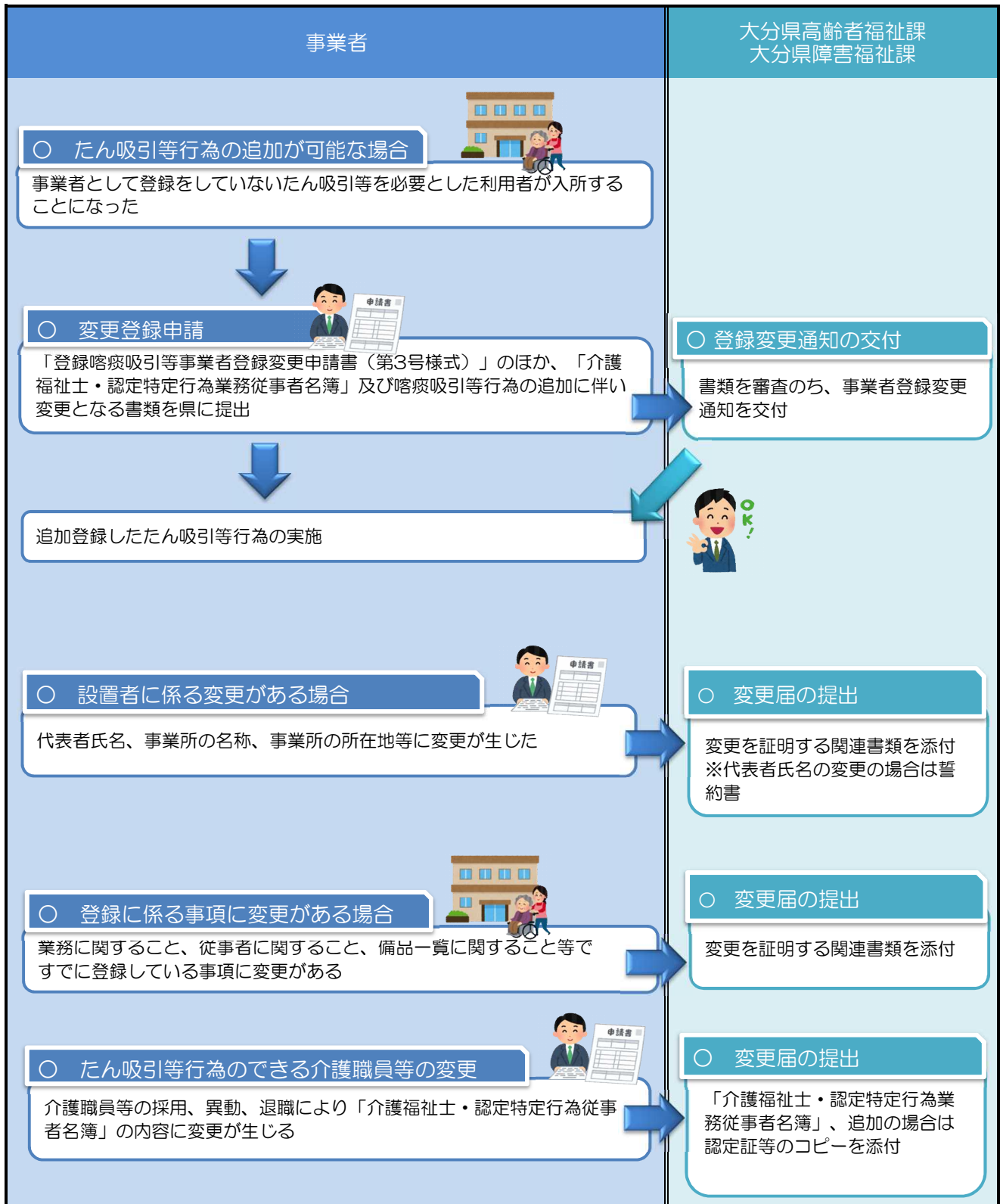


登録特定行為事業者の変更等手続きフローチャート

<第1・2号の認定従事者（不特定の者対象）及び第3号の認定従事者（特定の利用者）の場合>



事業者

大分県高齢者福祉課
大分県障害福祉課

○ 指導看護師の変更がある場合

指導看護師の追加、変更等が生じた



○ 変更届の提出

研修講師一覧表及び研修講師履
歴書を添付

○ 辞退届について

- 1.事業所の設置母体となる法人の変更
- 2.事業所の種別の変更
- 3.認定特定行為業務従事者がいなくなった
- 4.利用者がいなくなった



○ 辞退届の提出

・辞退する日の1ヶ月前までに届
け出してください。

○ 1・2の場合

・現在の登録特定行為事業者の
辞退及び新規の登録特定行為事
業者の登録申請

○ 3・4の場合

・辞退届

○ 新規申請

・新規申請書類を参照して書類
を揃えて提出